

区 営 住 宅 あ き 家 入 居 者 の 募 集 募 集 戸 数 4 戸

| | | |
|-----------------------------|---------------|-------|
| 月島四丁目アパート ・〔単身者不可〕 | 2戸(2DK・34.3㎡) | 申込区分1 |
| 勝どき住宅 ・〔単身又は2人の世帯のみ申込み可〕 | 1戸(1DK・32.6㎡) | 申込区分2 |
| 勝どき住宅 ・〔単身者不可〕 | 1戸(2DK・53.8㎡) | 申込区分3 |

■ 申込書配布期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月29日(月)

- 申込書は申込期間中、業務受付時間である
午前8時30分から午後5時までに限り配布します。
ただし、20日(土)・21日(日)・27日(土)は配布しません。
配布場所 区役所都市整備部住宅課(5階)
日本橋特別出張所
月島特別出張所
晴海特別出張所
※28日(日)は区役所1階ロビーにて配布します。
(午前9時から午後5時まで)
- 申込みは郵送または電子申請にて受け付けます。
- 郵送の場合は、令和8年7月6日(月)までに日本郵便株式会社晴海郵便局に届いたものに限り受け付けます。なお、消印有効ではありません。
- 申込書が、期日(令和8年7月6日)までに郵便局に届かず返送されるケースが多発しています。申込書配布期間に郵送していただくことを強く推奨いたします。詳しくは郵便局のホームページでご確認ください。
- 電子申請の場合は、6月29日(月)午後5時までに区のホームページの「令和8年6月区営住宅入居者募集のご案内」からお申込みください。
- 申込みは、郵送・電子申請合わせて1世帯につき1通です。重複申込をした場合は無効となる場合があります。

問い合わせ先 中央区都市整備部住宅課住宅管理係
〒104-8404 中央区築地1-1-1
電話 3546-5467 (直通)

〔午前8時30分から午後5時00分(土・日・祝日を除く。)]

※申込期間中は問い合わせが多く電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

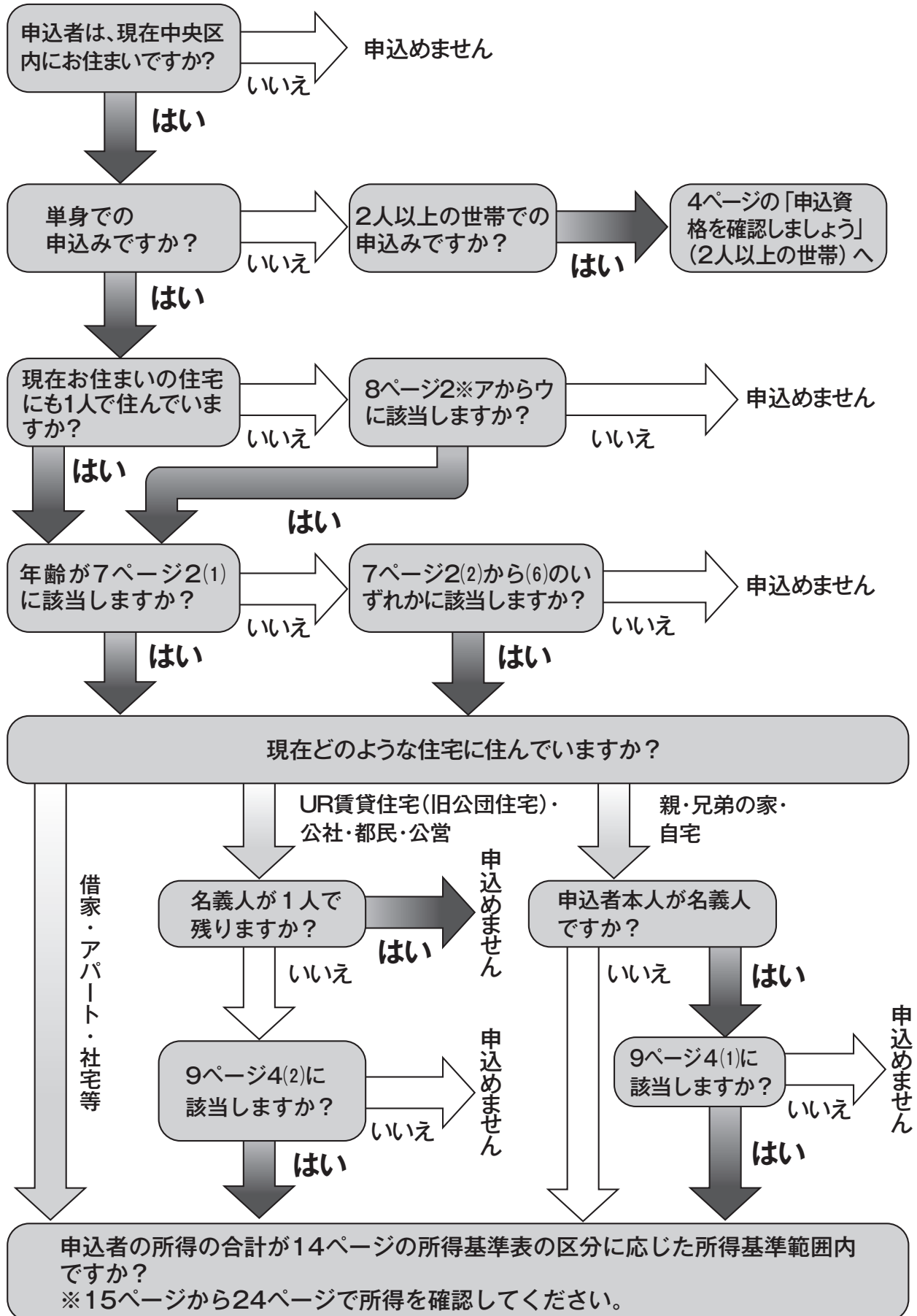
目次

| | |
|-----------------------|-------|
| 申込みにあたっての注意 | 1ページ |
| 申込資格を確認しましょう（単身者） | 2ページ |
| 申込資格を確認しましょう（2人以上の世帯） | 4ページ |
| こんなときは | 6ページ |
| 申込資格（単身者） | 7ページ |
| 申込資格（2人以上の世帯） | 10ページ |
| 所得基準表 | 14ページ |
| 所得の種類 | 15ページ |
| 家族数について | 16ページ |
| 給与所得の方 | 17ページ |
| 年金を受けている方 | 19ページ |
| 事業等所得の方 | 21ページ |
| 特別控除について | 23ページ |
| 住宅の概要（間取り図・案内図・特記事項） | 25ページ |
| 中央区全図 | 28ページ |
| 申込書の書き方 | 29ページ |
| 申込みから入居まで | 31ページ |

申込みにあたっての注意

- 1 新築住宅ではないので、居室内に過去の使用により生じたキズや汚れがあります。あらかじめご了承のうえ、お申込みください。
- 2 申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（世帯員の構成欄に記載されている方も含む。）は、全部の申込書が無効となる場合があります。
- 3 「申込書」のほか、「はがき」・「封筒」にも申込書と同じ住所・氏名・申込区分を記入してください。異なる場合は無効となる場合があります。
- 4 申込資格がないことが明らかなきときは、返送する場合があります。また申込書の記入漏れがあると申込資格の判断ができないため、十分にしおりの内容をご確認いただきお申込みください。
- 5 「封筒」には110円切手を貼ってください。料金不足のものは受付けしない場合がありますのでご注意ください。「はがき」2カ所に85円切手を貼ってください。貼っていない（あるいは料金不足）場合は、抽せん結果等の通知はできません。
- 6 申込み後に申込書の記載内容の変更、訂正は認められませんので、申込書の記入には十分ご注意ください。婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入してください。

申込資格を確認しましょう (単身者)



※次の頁へ進んでください

※前の頁の続きです

申込者の所得の合計が14ページの所得基準表の区分に応じた所得基準範囲内
ですか？

※15ページから24ページで所得を確認してください。

はい

いいえ

申込みできません

住民税を滞納していますか？

はい

いいえ

申込みできません

申込者が暴力団員ですか？

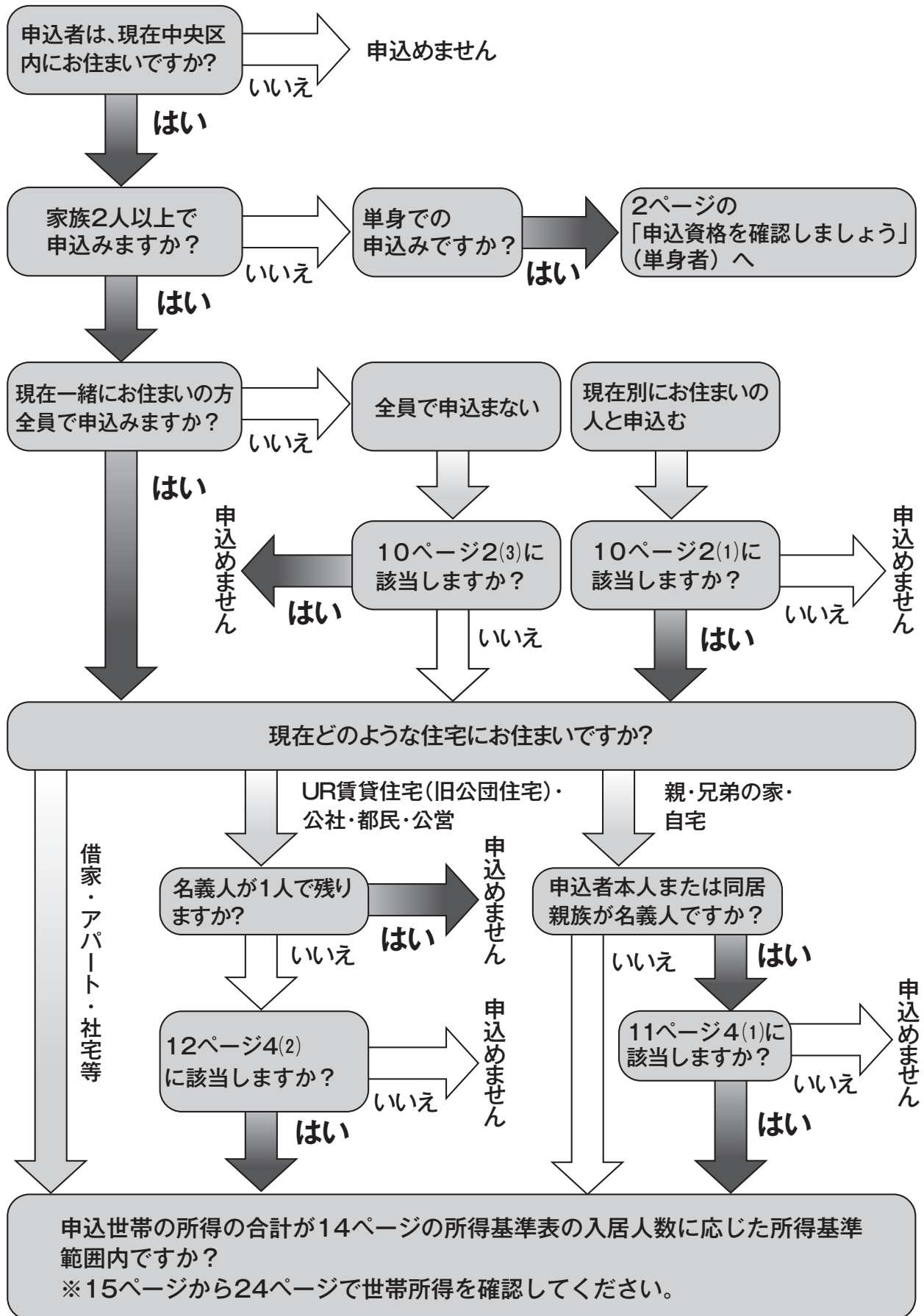
はい

いいえ

申込みできません

申込みができます

申込資格を確認しましょう (2人以上の世帯)



※次の頁へ進んでください

※前の頁の続きです

申込世帯の所得の合計が14ページの所得基準表の入居人数に応じた所得基準範囲内ですか？

※15ページから24ページで世帯所得を確認してください。

はい

いいえ

申込みません

住民税を滞納していますか？

はい

いいえ

申込みません

申込者（同居親族等を含む。）が暴力団員ですか？

はい

いいえ

申込みません

申込みができます

使用承継（名義変更）について

区営住宅入居後、使用者（名義人）が区営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情がある場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、使用開始当初から継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

こんなときは…

1 郵送での申込みの方で申込み後に住所が変わった場合

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果を受け取れるようにしてください。

2 郵送での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合

切手の貼り忘れ、あて先不明などがあると通知書が発送できません。

(申込書に不備がなければ抽せんはいたします。)

間違いなく切手を3カ所(封筒1カ所、はがき2カ所)貼り、投函した方で、通知の届かない方は、住宅課へお問い合わせください。

3 電子申請での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合

→登録したメールアドレスに間違いが無いかを確認してから住宅課へお問い合わせください。

→申込後にメールアドレスを変更した場合は、住宅課へお問い合わせください。

4 資格審査対象者・補欠者となった後に住所が変わった場合、その他不明点がある場合

申込みをされた内容を確認のうえ、下記へお問い合わせください。

中央区都市整備部住宅課住宅管理係 03-3546-5467

申込資格（単身者）※申込区分2のみ申込みいただけます。

申込みできる方は、次の1から6のすべてにあてはまる方に限ります。

1 中央区に居住している原則として親族等（東京都パートナーシップ宣誓制度に規定するパートナーシップ関係にある方を含む。以下同じ。）と同居していない単身者

- (1) 申込者本人が、申込日現在中央区内に居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。（外国人については在留資格が確認できること。）
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和7年6月30日以前から）在留している方で、そのことが住民票で証明できること。

2 年齢等要件（次の(1)から(6)のいずれかにあてはまること）

- (1) 60歳以上 昭和41年6月30日以前の生まれ
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障害者
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級の障害者
 - ③ 知的障害者で②の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度から4度）の方※手帳の交付を受けていない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
また、精神障害者及び知的障害者の方は、居住支援の状況を確認する場合があります。
- (3) 生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方
- (4) 海外からの引揚者で日本国に引揚げた日から起算して5年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）
- (5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
- (6) 配偶者等から暴力を受けた被害者で①または②にあてはまる方

- ① 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
- ② 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

※「配偶者等」には、パートナーシップ関係の相手方及び婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。

※上記(1)から(6)のいずれかに該当される方で、現に単身者でない方は、次のアからウのいずれかに該当する場合に限り、申込むことができます。

ア 居住している住宅が狭い場合。(お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表に当てはまること。)

入居資格基準表

| | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|---------|
| いっしょに住んでいる人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 |
| 住戸専用面積(壁芯) | 30㎡未満 | 40㎡未満 | 50㎡未満 | 57㎡未満 | 66.5㎡未満 |

※ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

イ 離婚予定の方(資格審査時(令和8年8月下旬の予定)までに離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在同居している親族等が配偶者だけの場合に限ります。)

ウ 同居親族等の結婚転出、遠隔地への転勤または就職により単身となる場合で、資格審査時(令和8年8月下旬の予定)にそのことが確認できる場合。

※ 夫婦が別居する申込みはできません。

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格になります。

3 所得が所得基準内であること

申込者の所得の合計が、所得基準表に応じた所得金額の範囲内であること。

※15から24ページを参考にしてあなたの所得を確かめてください。

4 現に住宅に困っていること

原則として、自家所有者（住宅または土地の所有者）、公的な住宅（UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・区立住宅等）の入居者は、申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

(1) 自家所有者

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

（「費用がないため建替えできない」という場合は該当しません。）

→資格審査時（令和8年8月下旬の予定）に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押（税金等滞納による場合を除く。）、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→資格審査時（令和8年8月下旬の予定）に所有移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

(2) UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・区立住宅等の入居者（名議人1人を残しての申込みはできません。）

ア UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・区立住宅等の入居者で、家賃（共益費を除く。）の負担が世帯の年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上。

イ UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・区立住宅等の入居者で、現に居住する住宅の建替がすでに決定しており、建替後の住宅の居住資格がない場合。（資格審査時（令和8年8月下旬の予定）にUR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅等からの証明書で確認します。）

5 住民税を滞納していないこと

6 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規程する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

申込資格 (2人以上の世帯)

申込みできる方は、次の1から6のすべてにあてはまる方に限ります。

※親族等…戸籍上の親族のほか、東京都パートナーシップ宣誓制度に規定するパートナーシップ関係にある方を含む。

1 中央区に居住していること

- (1) 申込者本人が、申込日現在中央区内に居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。(外国人については在留資格が確認できること。)
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上(令和7年6月30日以前から)在留している方で、そのことが住民票で証明できること。また、同居親族等についても、申込時点で日本国で住民票に記載がされており、在留資格が確認できること。

2 同居親族等がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族等と申込むことが原則です。

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまることが条件です。
 - ① 婚約者(入居説明会(令和8年9月中旬の予定)までに入籍できること。)
 - ② 申込者本人と現に税法上の扶養関係にあること。
 - ③ 申込者本人とは別の独立した生計を営む二親等以内の直系親族(申込者の父母、祖父母、子、孫)であること。
 - ④ パートナーシップ関係であり、そのことを入居説明会(令和8年9月中旬の予定)までに証明でき、かつ戸籍上の配偶者がいないこと。
- (2) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫(または妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (3) 次の例のように家族を分割しての申込みはできません。
 - ① 夫婦(パートナーシップ関係の相手方を含む。)が別居する申込み

※離婚予定の場合は、資格審査時（令和8年8月下旬の予定）までに離婚の成立が確認できることが条件です。

- ② 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族等を除いた申込み

※結婚、転勤、就職、独立等で現に同居している親族等を除く場合は、資格審査時（令和8年8月下旬の予定）にそのことを証明する文書を提出できることが条件です。

申込み後は、申込者、同居親族等の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

3 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表（14ページ）の家族数に応じた所得金額の範囲内であること ※15から24ページを参考にしてあなたの世帯の所得を確かめてください。

4 現に住宅に困っていること

原則として、自家所有者（住宅又は土地の所有者）、公的な住宅（UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・公営住宅・区立住宅等）の入居者は、申込みません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

- (1) 自家所有者（入居しようとする親族等に自家所有者がいる場合も含む。）

- ① 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、住宅入居後2カ月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。（「費用がないため建替えできない」という場合は該当しません。）

→資格審査時（令和8年8月下旬の予定）に取りこわしの契約書等で確認します。

- ② 差押（税金等滞納による場合を除く。）、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→資格審査時（令和8年8月下旬の予定）に所有移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

(2) UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・公営住宅・区立住宅等の入居者

次のいずれかに該当する場合に限り、申込むことができます。ただし、名義人1人を残しての申込みはできません。

- ① UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・公営住宅・区立住宅等の入居者で居住している住宅が狭い場合。（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。）

入居資格基準表

| いっしょに住んでいる人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 住戸専用面積（壁芯） | 30㎡未満 | 40㎡未満 | 50㎡未満 | 57㎡未満 | 66.5㎡未満 |

※ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

- ② UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅の入居者でひとり親世帯（母子・父子）・高齢者世帯・心身障害者世帯・生活保護受給世帯等の場合

ア ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）

申込者本人が配偶者（内縁、婚約者、パートナーシップ関係の相手方を含む。）のない方であり、同居親族が20歳未満（平成18年6月30日以降の生まれ）の子どもだけであること

イ 高齢者世帯

申込者本人が60歳以上（昭和41年6月30日以前の生まれ）であり、同居親族等全員が次のいずれかにあてはまること

- a 配偶者（内縁、婚約者、パートナーシップ関係の相手方を含む。）
- b おおむね60歳以上の方（申込日現在57歳以上の人）
- c 18歳未満（平成20年6月17日以降の生まれ）の方

ウ 心身障害者世帯

申込者本人または同居親族等の1人が次のいずれかにあてはまること

- a 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障害者

- b 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
 - c 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度から3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ 生活保護受給世帯等

申込日現在、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること

- ③ UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・区立住宅等の入居者で、家賃（共益費を除く。）の負担が世帯の年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上
- ④ UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・区立住宅等の入居者で、現に居住する住宅の建替がすでに決定しており、建替後の住宅の居住資格がない場合。（資格審査時（令和8年8月下旬の予定）にUR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅等からの証明書で確認します。）

5 住民税を滞納していないこと

6 申込者（同居親族等を含む。）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規程する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

☆ 申込み資格審査は、抽せん後、当せん者（審査対象者）に資格を証明する書類を提出していただきます。資格のない方、証明書等を提出できない方は、たとえ抽せんで当せん者（審査対象者）となっても入居できませんのでご注意ください。

所得基準表

あなたの世帯の家族数に対する所得金額を、次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

所得基準表

| 家族数 | 年間所得金額（世帯の合算） | |
|-----|------------------|------------------|
| | 一般区分 | ※ 特別区分 |
| 単身者 | 0円から1,896,000円まで | 0円から2,568,000円まで |
| 2人 | 0円から2,276,000円まで | 0円から2,948,000円まで |
| 3人 | 0円から2,656,000円まで | 0円から3,328,000円まで |
| 4人 | 0円から3,036,000円まで | 0円から3,708,000円まで |

（家族数が1人増えるごとに、上限額が38万円増額します。）

※所得基準表の特別区分とは

- 1 心身障害者を含む世帯
申込者本人または同居親族等が次のいずれかにあてはまること
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障害者
イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度から3度）
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- 2 60歳以上の世帯
申込者本人が60歳以上（昭和41年6月30日以前の生まれ）であり、かつ同居親族等全員が次のいずれかにあてはまること
ア 60歳以上（昭和41年6月30日以前の生まれ）
イ 18歳未満の児童（平成20年6月17日以降の生まれ）
- 3 原子爆弾被爆者を含む世帯
申込者本人または同居親族等が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること
- 4 海外からの引揚者を含む世帯
申込者本人または同居親族等が海外からの引揚者で日本国に引揚げた日から起算して5年（令和3年6月30日以降の引揚げ）を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できること）
- 5 ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
申込者本人または同居親族等がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること
- 6 高校終了期までの子どもがいる世帯
同居親族等に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること

所得の種類

○給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なりますのでご注意ください。→17・18ページをご覧ください。

○年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。なお、年金以外にも所得がある場合はその所得も合計してください。

年金には年金所得控除がありますので、実際に支給されている額よりも「所得金額」は低くなりますので、ご注意ください。→19・20ページをご覧ください。

○事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書で金額をお確かめください。→21・22ページをご覧ください。

※所得としないもの

- 1 次の収入は0円とし、所得とはなりません。
 - ①仕送り
 - ②増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）
 - ③遺族年金
 - ④障害年金
 - ⑤失業給付金
 - ⑥労災保険の各種給付金
 - ⑦生活扶助料等の非課税所得
 - ⑧退職金、譲渡所得等の一時的な所得
- 2 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は、所得金額は0円とします。
- 3 現在は収入があっても申込日以降、次のアまたはイの理由により令和8年7月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職予定年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。
 - ア 申込日以降に結婚のため
 - イ 現在妊娠中で出産のため

家族数について

所得基準表の家族数とは

$$\boxed{\text{申込者本人}} + \boxed{\text{同居親族等数}} + \boxed{\text{遠隔地扶養者数}} = \boxed{\text{家族数}}$$

この人数で所得基準表をみます。——↑

出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。

◎遠隔地扶養者とは

区営住宅には入居しないが、申込者または同居親族等の所得税法上の扶養親族をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。

会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

家族全員の所得について

所得基準表は申込日現在の家族全員の「所得金額の合計」でみます。

| 収入のある人 | 所得金額 | − | 24ページの特別控除額② | = | 0円以下の場合は0円 |
|--------|------|---|--------------|---|------------|
| | | − | | = | |
| | | − | | = | |
| | | − | | = | |
| | | | 合計 | | |

◎特別控除金額
所得金額から差し引いてください。詳しくは23・24ページをご覧ください。

23ページの特別控除額① あなたの家族の所得金額

$$\boxed{} - \boxed{} = \boxed{}$$

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

| 働いた月 | 税込支払額 | 賞 与 |
|---------|-------|-----|
| 令和7年 6月 | | |
| 7月 | | |
| 8月 | | |
| 9月 | | |
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 令和8年 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | |
| 4月 | | |
| 5月 | | |
| 合 計 | 収入計 | 賞与計 |

○ 次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1)就職した日が令和7年1月2日から令和7年6月1日までの方
(令和7年6月から令和8年5月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2)就職した日が令和7年6月2日以降の方
(就職した翌月から令和8年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。)

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3)就職した日が最近で、まだ1カ月分の給与が支給されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。)

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

下段の計算式で所得金額に換算し、申込書の所得金額欄に記入します。

年間総収入額

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
※2カ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち区営住宅の所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を区営住宅の所得金額になおす計算式

| 年間総収入額 | 計算式と区営住宅の所得金額 |
|--------------------------|---|
| 650,999円まで | 所得金額は0円 |
| 651,000円から1,899,999円まで | 年間総収入額(円) - 750,000円 = 区営住宅の所得金額(円) |
| 1,900,000円から3,603,999円まで | 端数整理後の額(円) × 0.7 - 180,000円 = 区営住宅の所得金額(円) |
| 3,604,000円から6,599,999円まで | 端数整理後の額(円) × 0.8 - 540,000円 = 区営住宅の所得金額(円) |
| 6,600,000円から8,499,999円まで | 年間総収入額(円) × 0.9 - 1,200,000円 = 区営住宅の所得金額(円) |

年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※令和7年1月から令和7年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「区営住宅の所得金額」に換算してください。
ただし、「遺族年金」「障害年金」は除きます。

① 令和6年12月以前から年金を受けている方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

「源泉徴収票」の場合

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

| | | | |
|-------------------|-------------|------------|--------------|
| 住所又は居所 | | | |
| 支払を受ける者 | (フリガナ) | | |
| | 氏名 | 生年月日 | 明治 |
| 区分 | 支払金額 | | 源 |
| 所得税法第203条の3第1号適用分 | 千 | 円 | |
| 所得税法第203条の3第2号適用分 | | | |
| 所得税法第203条の3第3号適用分 | | | |
| 所得税法第203条の3第4号適用分 | | | |
| 本人 | 控除対象配偶者の有無等 | 控除対象扶養親族の数 | |
| 特別障害者 | 一般 | 老人 | 16歳未満の扶養親族の数 |
| その他の障害者 | 老人 | 特定 | 特 |
| 特別寡婦 | 老人 | 人 | 人 |
| 寡婦 | 老人 | 人 | 人 |
| 寡夫 | 老人 | 人 | 人 |
| その他 | 老人 | 人 | 人 |
| その他 | 老人 | 人 | 人 |
| 控除対象配偶者 | 控除対象扶養親族 | | |
| (フリガナ) | (フリガナ) | | |
| 氏名 | 氏名 | | |

申込書の年収額欄

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年 | 収 | 所 | 得 |
| | 円 | | 円 |

※すべての年金の支払金額が総収入額です。

右ページで計算した区営住宅の所得金額をご記入ください。

② 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などの金額を年額とし、右ページで区営住宅の所得金額に換算してください。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和 年分の所得税の確定申告書B

<第一表>

| | | | |
|------|------------------------|---|---------|
| 所得金額 | 事業等 | ① | 2488800 |
| | 農業 | ② | |
| | 不動産 | ③ | |
| | 利子 | ④ | |
| | 配当 | ⑤ | |
| | 給与 | ⑥ | |
| | 雑 | ⑦ | |
| | 総合課税・一時 ②+((③+④)×½) | ⑧ | |
| | 合計 | ⑨ | 2488800 |

申込書の年収額欄

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年 | 収 | 所 | 得 |
| | 円 | | 円 |

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

<第二表>

○ 事業専従者に関する事項

| 氏名 | 続柄 | 従事月数・程度 仕事の内容 | 専従者給与(控除)額 円 |
|-------------------------|----|------------------|-----------------|
| 中央 一郎 生年月日 昭 53.7.10 | 子 | 12月 | 800,000 |
| 氏名 生年月日 昭 . . | | | |
| 氏名 生年月日 昭 . . | | | |
| 専従者給与(控除)額の合計額 | | | 800,000 |

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を13から14ページの計算式で所得に換算して申込書の所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告をしていない方

令和7年1月から令和7年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

(収入金額－必要経費＝所得金額です。)

| 働いた月 | 収入金額 | 必要経費 | 所得金額 |
|---------|------|------|------|
| 令和7年 6月 | | | |
| 7月 | | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | | | |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| 令和8年 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 合 計 | | | |

○ 次の(1) (2)からあてはまるケースを選び所得を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日から令和7年6月1日までの方
(令和7年6月から令和8年5月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和7年6月2日以降の方
(現在の仕事を始めた翌月から令和8年5月までの所得金額の合計を
営業した月数で割り、それを12倍します。)

$\times 12 +$

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

申込書の年収額欄

| 年 収 | 所 得 |
|-----|-----|
| 円 | 円 |

←

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

(申込者、同居親族等、遠隔地扶養者が対象です。)

| 控除の種類 | 特別控除金額 | 特別控除を受けられる人 | 備考 |
|-----------|---------------|--|--|
| ㉞ 老人扶養控除等 | 1人につき 10万円 | 所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人 | |
| ㉟ 特定扶養控除 | 1人につき 25万円 | 所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません。）で16歳以上23歳未満の人 | |
| ㊱ 障害者控除 | 1人につき 27万円 | <ol style="list-style-type: none"> 1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級から6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症から第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人 | ㉟の特別障害者控除を受ける人は、㊱の障害者控除をあわせて受けることはできません。 |
| ㊲ 特別障害者控除 | 1人につき 40万円 | <ol style="list-style-type: none"> 1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人 | |

①の特別控除金額の 合計 万円 → 12ページの特別控除金額①へ

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

(申込者、同居親族等、遠隔地扶養者が対象です。)

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

| 控除の種類 | 特別控除金額 | 特別控除を受けられる方 | 備考 |
|----------|--------|--|---|
| ㊦ 寡婦控除 | 27万円 | 夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 | 特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。 |
| | | 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。) | |
| ㊧ ひとり親控除 | 35万円 | 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方 | |

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めます。
- ・「㊧ひとり親控除」に該当する方は、「㊦寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

②の特別控除金額の 合計 万円 → 16ページの特別控除金額②へ

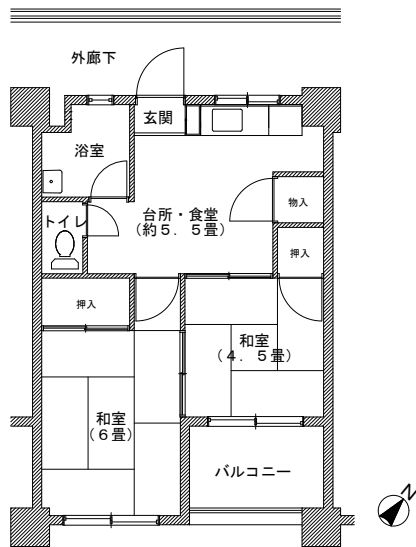
★表中の16歳以上23歳未満の人とは平成15年6月17日から平成22年6月30日生まれの人

★表中の65歳以上の人とは昭和36年6月30日以前生まれの人

★表中の70歳以上の人とは昭和31年6月30日以前生まれの人

住宅の概要 (間取り図・特記事項・案内図)

月島四丁目アパート (申込区分1：2人以上の世帯)



| | |
|---------|--------------------------|
| 名 称 | 区営月島四丁目アパート |
| 所 在 地 | 中央区月島四丁目19番13号 |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上12階建 |
| 開 設 年 月 | 昭和47年5月 |
| 募 集 階 | 10階・12階 |
| 間 取 り | 2DK |
| 面 積 | 34.3㎡ |
| 使 用 料 | 21,000円から48,400円 (令和8年度) |
| 保 証 金 | 42,000円から96,800円 (令和8年度) |
| 備 考 | 別途、共益費1,500円がかかります。 |

※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

案内図 [月島四丁目アパート]

※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

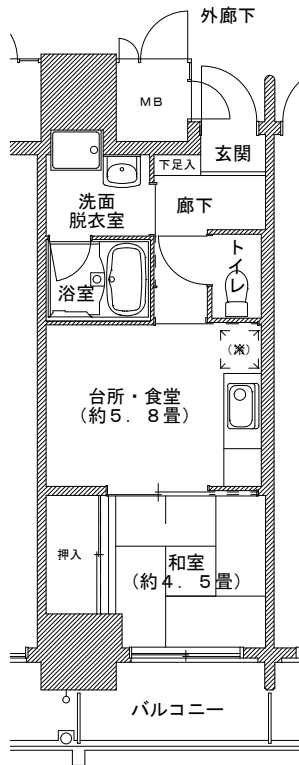
最寄り駅からの所要時間
都営大江戸線「勝どき」駅から
徒歩約5分



特記事項

- 中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- 入居後、毎年6月に収入調査をします。使用料は毎年改定されます。
- この住宅にはケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
【放送に関する問い合わせ】東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404
- 住宅内には、浴室はありますが、浴槽、風呂釜はありませんので、入居時に自己負担で設置してください。
- 台所にガスコンロ・ガス給湯器・換気扇、玄関口の呼び鈴はありません。入居時に自己負担で設置してください。
- 住宅使用料のほかに共益費1,500円（共用部の電気料、水道料等）を負担していただきます。
- この住宅には、自治会が組織されていますので、原則加入していただくようお願いします。
- 他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
- 管理人はいません。

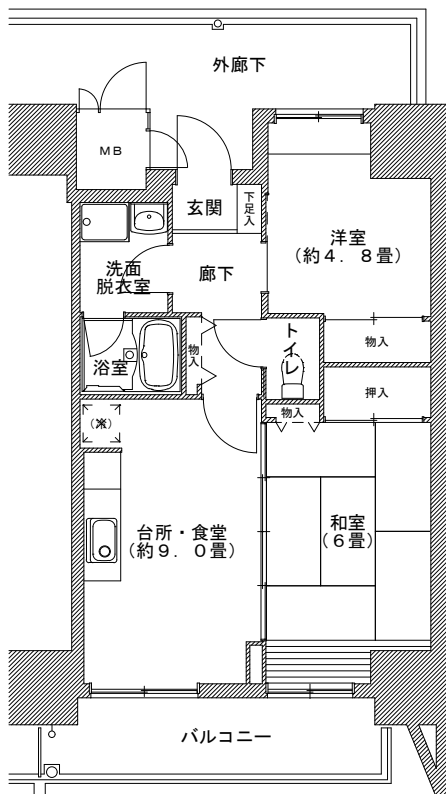
勝どき住宅（申込区分2：単身者または2人世帯）



| | |
|-------|------------------------------|
| 名称 | 区営勝どき住宅 |
| 所在地 | 中央区勝どき一丁目4番2号 |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階地下1階建 |
| 開設年月 | 平成19年7月 |
| 募集階 | 8階 |
| 間取り | 1DK |
| 面積 | 32.6㎡ |
| 使用料 | 22,800円から97,800円 (令和8年度) |
| 保証金 | 45,600円から195,600円 (令和8年度) |
| 備考 | 別途、共益費4,000円 がかかります。 |

※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

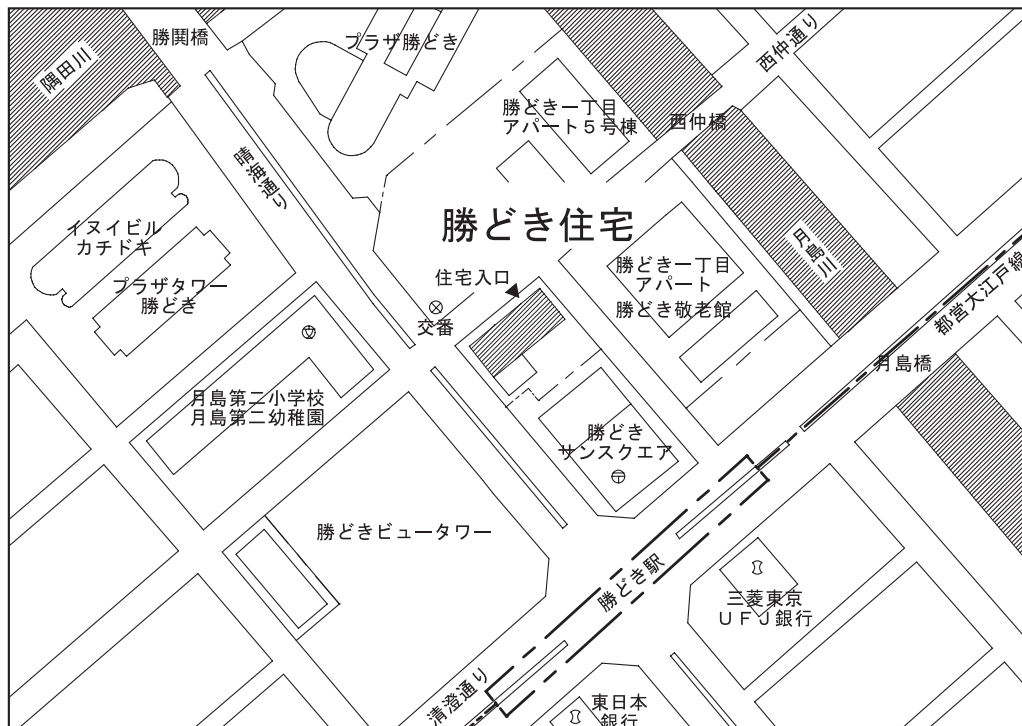
勝どき住宅（申込区分3：2人以上の世帯）



| | |
|-------|------------------------------|
| 名称 | 区営勝どき住宅 |
| 所在地 | 中央区勝どき一丁目4番2号 |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階地下1階建 |
| 開設年月 | 平成19年7月 |
| 募集階 | 9階 |
| 間取り | 2DK |
| 面積 | 53.8㎡ |
| 使用料 | 37,700円から163,200円 (令和8年度) |
| 保証金 | 75,400円から326,400円 (令和8年度) |
| 備考 | 別途、共益費4,000円 がかかります。 |

※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

案内図 [勝どき住宅]



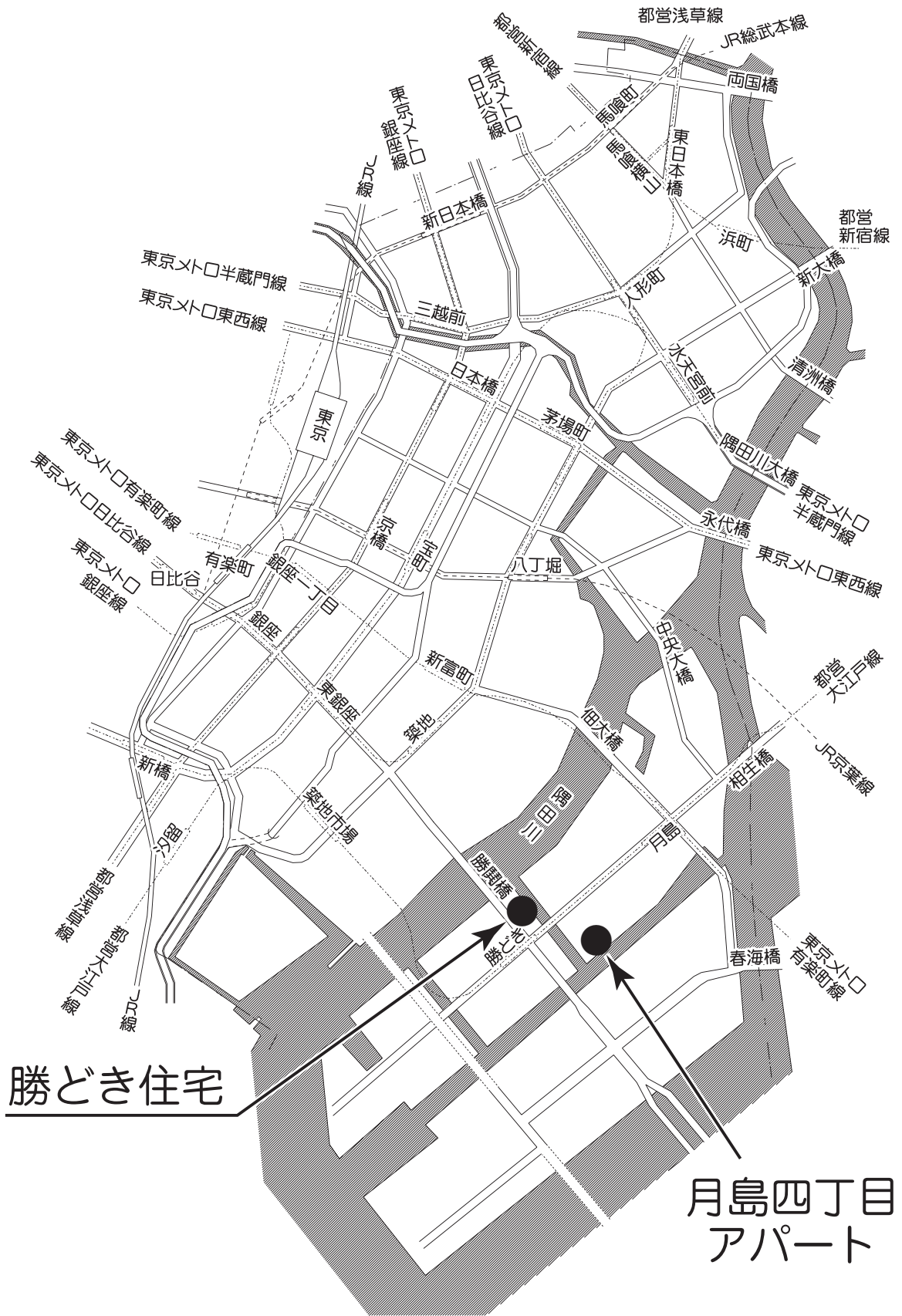
※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

最寄り駅からの所要時間 都営大江戸線「勝どき」駅から徒歩約2分

特記事項

- 1 中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- 2 入居後、毎年6月に収入調査をします。使用料は毎年改定されます。
- 3 この住宅にはケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
【放送に関する問い合わせ】東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404
- 4 この住宅は、複合施設になっており、1階から3階に区立保育園等の施設が併設されており、4階から13階が区営住宅です。併設施設の出入口と住宅の出入口とは区別されています。
- 5 台所にガスコンロはありません。入居時に自己負担で設置してください。
- 6 住宅使用料のほかに共益費4,000円（共用部の電気料、水道料等）を負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
- 7 自転車置場（ラック式）が1階に各住戸1台分用意されています。自動車駐車場およびオートバイ置場はありません。
- 8 この住宅には、自治会が組織されていますので、原則加入していただくようお願いします。
- 9 他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
- 10 管理人はいません。

中央区全図



申込書の書き方 (太線内だけに書いてください。裏面も必ず記入してください。)

※消せないボールペンで書いてください。

令和8年6月

年 月 日
※印欄は記入しないこと。

抽選番号 ※

中央区営住宅使用申込書

(宛先) 中央区長

| | | | | |
|----------------------|----------|-----------------|--------------------------------|------------------|
| 〒104-0054 | 電話番号(自宅) | 03 (9999)9999 | 電話番号(携帯) | 090 (9999)9999 |
| 中央区勝どき1丁目11番13号 (方) | | | | |
| ふりがな | かちどき じろう | 生年月日 | 大正・平成 49年 5月 10日 (昭和) 満(52 歳) | |
| 氏名 | 勝どき 次郎 | | | |

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

私は、中央区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者本人若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用の許可を受けられなくても異議ないことを誓約します。
また、許可の上は、申込者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁に照会されることに同意します。

署名をお願いします。

氏名 勝どき 次郎

上記氏名欄は、本人が自署してください。ただし、成年被後見人等にあつては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。

| | | |
|------|-------------------------|---------------|
| 申込区分 | あなたが申込む区分の番号に○をつけてください。 | |
| ① | 月島四丁目アパート | 2戸(2DK・34.3㎡) |
| 2 | 勝どき住宅 | 1戸(1DK・32.6㎡) |
| 3 | 勝どき住宅 | 1戸(2DK・53.8㎡) |

申込者本人以外で住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族等、婚約者含む。)を書いてください。
※ここに書かれた方以外は入居できません。

| 住宅に入ろうとする家族(親族)の構成 | | | | | | |
|--------------------|----|---------------------------------|-----|-------------|-------------|---|
| (ふりがな)氏名 | 続柄 | 生年月日(満年齢) | 職業 | 年収 | 所得 | 現在の勤務先、学校等 |
| 申込者 | 本人 | | 会社員 | 円 2,388,998 | 円 1,488,800 | 所在地 中央区晴海○-○-○ 名称 (株)○○ 就職日 平成5年4月1日 電話番号 (3546) 5467 |
| かちどき まさみ 勝どき 雅美 | 妻 | 大昭和 平成 51年 4月 20日 (50 歳) | パート | 650,000 | 0 | 所在地 中央区勝どき○-○-○ 名称 ××(株) 就職日 令和2年10月1日 電話番号 (7654) 3210 |
| | | 大昭和 平成 年 月 日 (歳) | | | | 所在地 名称 就職日 年 月 日 電話番号 () |
| | | 大昭和 平成 年 月 日 (歳) | | | | 所在地 名称 就職日 年 月 日 電話番号 () |
| | | 大昭和 平成 年 月 日 (歳) | | | | 所在地 名称 就職日 年 月 日 電話番号 () |
| 計 | 2人 | | | | 円 1,488,800 | 申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族のうち、入居しない者の人数(遠隔地扶養) 0人 |

職業をはっきり、具体的に
ご記入ください。

住居に入居する人数を書いて
ください。

裏面も記入してください。

他世帯と同居している場合は、その人数も含みます。

ア～ケの中から、該当するものをひとつだけお選びいただき、○で囲んでください。

バルコニーを含めないお住まいの住宅の面積をご記入ください。

別に住んでいて同居しようとする方について、上記同様ご記入ください。

勤務先が複数ある方は、詳しく記入してください。

◎あなたが住宅に困っている事情を申告してください。(当てはまるものを○で囲み、必要事項を記入してください。)

(1)現在あなたの住宅に住んでいる人数
 ▶(申込者を含む。) 2 人

(2)住宅の種類
 ア 自分の持家 イ 親兄弟の家 ウ 借家
 エ 賃貸アパート・マンション オ 社宅・寮
 カ UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社・都民住宅
 キ 公営住宅
 ク 区立住宅(借上住宅を含む。)
 ケ その他()

(3)(上記力からクまでの場合)誰の名義で借りていますか。(名義人氏名) ()

(4)住宅の所有者(賃貸住宅の場合は家主)
 住 所 中央区築地1-1-1
 氏 名 (有)中央不動産

(5)住宅の規模
 K、1 DK、 LDK
 (1 K、2 DK等と書いてください。)
 住戸専用面積
 ▶ 28 m²

(6)申込日現在、実際に支払っている家賃月額 100,000 円
 (共益費を除く。)

(7)申込家族の中に土地又は家屋の所有者が
 ア いる **イ** いない

(8)住宅に困っている理由
 ア 家賃が高い。
 イ 住宅が狭い。
 ウ 設備が不十分である。
 エ 通勤に不便である。
 オ 住宅が老朽化している。
 カ 環境が悪い。
 キ 災害の危険がある。
 ク 立退要求を受けている。
 ケ 他の世帯と同居している。
 コ 結婚するため
 サ その他(具体的に書いてください。)

◎現在別に住んでいるが、同居しようとする親族(婚約者を含む。)の住居状況を記入してください。

(1)現在同居しようとする親族の住宅に住んでいる人数
 (本人を含む。) _____ 人

(2)住宅の種類
 ア 本人の持家 イ 親兄弟の家 ウ 借家
 エ 賃貸アパート・マンション オ 社宅・寮
 カ UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社・都民住宅
 キ 公営住宅
 ク 区立住宅(借上住宅を含む。)
 ケ その他()

(3)住宅の所有者(賃貸住宅の場合は家主)
 住 所 _____
 氏 名 _____

(4)住宅の規模
 K、 DK、 LDK
 (1 K、2 DK等と書いてください。)
 住戸専用面積 _____ m²

(5)申込日現在、実際に支払っている家賃月額 _____ 円 (共益費を除く。)

(6)申込家族の中に土地又は家屋の所有者が
 ア いる イ いない

(7)住宅に困っている理由 _____

◎令和7年1月1日から現在までに勤務先が変わった方又は2か所以上勤務している方は記入してください。

| 氏名 | 勤務先名 | 就職日 | 退職日 |
|----------|--------|--------|--------|
| 例 勝どき 雅美 | (株)○○○ | ○年○月○日 | ○年○月○日 |
| 勝どき 雅美 | ××(有) | ○年○月○日 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

申込みから入居まで

郵送での申込み

電子申請での申込み

